

# 地盤保証制度 保証書

下記の対象住宅等の地盤について、一般社団法人住宅技術協議会が定める基準を満たしたものであることを認め、本保証書(表面)・地盤保証制度保証約款(裏面)を適用します。

対象住宅等 ※1	登録番号	
	所在地	<b>見本</b>
	物件名称	
	保証期間	基礎工事の着工日から開始し、引渡日から起算して 年を経過する日までの期間※2
地盤会社 (商号または名称)		

※1 保証対象住宅および保証の対象となる店舗等の施設を含めて、対象住宅等とします。

※2 上記の保証期間について、基礎工事の着工日から2年以内に対象住宅等の引渡しが行われなかった場合に限り  
基礎工事の着工日から起算して 年を経過する日をもって保証期間は終了するものとします。

[保証者]



一般社団法人住宅技術協議会取次機関

株式会社 ハウスジーマン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1

TEL:03-5408-9650 FAX:03-5405-9651

一般社団法人 住宅技術協議会

## 地盤保証制度保証約款

(保証者による保証)

第1条 保証者(一般社団法人住宅技術協議会を含む)は、本保証書(表面)記載ならびに本地盤保証制度保証約款に基づき保証(以下、「本保証」という)するものとします。

(保証内容)

第2条 保証者による地盤調査または地盤改良工事(杭打ち工事を含む)が行われた地盤で、地盤調査(考察・判定含む)または地盤改良工事(設計・施工含む)に起因して、対象住宅等の水平長に対する勾配角(3m以上離れた2点間を結ぶ直線の水平面に対する角度)1,000分の3以上の不同沈下が生じ、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第74条の規定に基づき定められた住宅紛争処理の参考となるべき技術基準の第3不具合事象ごとの基準の1の傾斜の表(1)「壁又は柱」(2)「床」に該当し、かつ保証者が、修復を要する不具合事象(以下「保証事故」といいます)が生じていると認められた場合、保証者は、本保証書および本地盤保証制度保証約款の定めるところにより、修復もしくは修復に代えて損害賠償または修復に併せて修復に代わる損害賠償によって保証を行います。

(保証期間)

第3条 本保証の保証期間は、本保証書(表面)記載の期間とします。ただし、前条の保証事故によらず対象住宅等が滅失した場合には、保証期間中であっても本保証は終了します。

(保証の限度)

第4条 対象住宅等に保証事故が生じた場合の保証金は、保証期間を通じて5,000万円を限度とし、かつ、次の各号に規定する費用については、それぞれ規定する額を限度とします。ただし、保証金は社会通念上妥当な費用に限るものとし、いかなる場合でも、保証事故が生じた時点におけるその被害財物の価額を超えないものとします。

- (1)対象地盤の修復費用は、一事故につき2,000万円を限度とします。
- (2)所有者(居住者)が修復工事中に仮住まいを余儀なくされた場合の仮住まい・転居費用は、一事故につき200万円を限度とします。
- (3)事故原因を究明するために要する費用は、一事故につき200万円を限度とします。
- (4)保証事故を解決するために要する訴訟費用は、一事故につき1,000万円を限度とします。
- (5)事故現場を保全するための初期対応費用は、一事故につき500万円を限度とします。

(保証の免責)

第5条 保証者は、次の各号に掲げる損害の場合については、保証が免責される(負担しない)ものとします。

- (1)直接であると間接であると問わず、地震、噴火、洪水、津波、落雷等の天災、火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2)近隣の土木工事、道路工事または車両の通行などの第三者の人為的な作用により、調査等の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因する損害
- (3)直接であると間接であると問わず、地滑り、崖崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動、またはこれらに類似の予測できない自然の変化に起因する損害
- (4)地盤調査の考察・判定または地盤改良工事の設計・施工が、保証者(一般社団法人住宅技術協議会を含む)の書面による承認を経ずに、追加または変更された場合で、追加または変更された地盤調査の考察・判定または地盤改良工事の設計・施工に起因する損害
- (5)保証者の地盤調査または地盤改良工事の後に、保証者が事前確認し、予定されていた対象住宅等の建設建築工事と異なった工事が行われた場合で、これらに起因する損害
- (6)対象住宅等の引渡後の増改築工事や、外構等含む構築物・工作物に起因する損害
- (7)対象住宅等の使用目的が、保証者(一般社団法人住宅技術協議会を含む)の書面による承認等を経ずに変更されたことに起因する損害
- (8)対象住宅等の使用不能に起因する損害(ただし、保証事故により保証を行う場合において、地盤改良工事または建物修復工事の工事期間中に、当該対象住宅等の居住者が仮住居での生活を余儀なくされた場合における仮住居費用を除きます)
- (9)対象住宅等の水平長に対する勾配角(3m以上離れた2点間を結ぶ直線の水平面に対する角度)1,000分の3未満の対象住宅等の不同沈下による損害
- (10)地下水の増減に起因する損害
- (11)植物の根等の成長に起因する損害
- (12)第3条に定める保証期間の終了後に生じ、発見された損害

(専用保険の付保)

第6条 本地盤保証制度は、保証者(一般社団法人住宅技術協議会を含む)を被保険者として、本保証書(表面)および本地盤保証制度保証約款に基づく保証者の保証責任を担保する損害保険が、一般社団法人住宅技術協議会指定の損害保険会社へ付保されるものとします。